

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正（令和6年度）

品確法基本方針とは：品確法^(※1)に基づき、政府が作成（H17閣議決定、R元最終変更）

○公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する 基本的方針を規定

○国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

（※1）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子

「〇〇法第〇条関係」：改正後の関連条項番号

1. 品確法改正への対応

○担い手確保

<処遇改善・価格転嫁>（品確法第7条、第8条関係）

- ・技能労働者の処遇改善（能力に応じた処遇確保等）
- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備（スライド条項の適切な運用等）

<働き方改革・環境整備>（品確法第7条、第27条、第30条、第31条等関係）

- ・週休2日工事の推進（工期・予定価格の適正設定等）
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・外国人などの多様な人材の確保に向けた環境整備
- ・国による休日・労務費等の実態把握 ・広報・啓発活動充実

○地域建設業等の維持（第7条、第8条、第21条関係）

- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等
- ・災害対応力強化（保険加入促進・適正積算、復旧・復興JV活用等）

○生産性向上（第3条、第7条、第28条、第29条関係）

- ・ICT活用推進（データ引継、CCUS活用等）
- ・技術開発の推進
- ・発注関係事務におけるICT活用
- ・新技術活用（VFM[※]・脱炭素化等）

※Value For Money：金額に対し最も価値の高い資材等を活用するという考え方

○公共工事等の発注体制強化（品確法第7条、第22条、第23条関係）

- ・発注関係事務の実態把握、発注者に対する助言・支援
- ・維持管理における広域連携の推進

2. 建設業法等改正への対応

（建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、
入契法第13条、第15条、第16条、第17条関係）

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備^{【再掲】}（誠実な契約変更協議の実施等）
- ・技能労働者の処遇改善^{【再掲】}
- ・ICT活用推進^{【再掲】}（現場管理の効率化等）
- ・発注関係事務におけるICT活用^{【再掲】}（ICT活用による施工体制確認等）

3. 昨今の課題への対応

- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定^(※2)
 - ・工期設定における猛暑日の考慮^(※2)
 - ・多様な人材の確保に向けた環境整備^{【再掲】}（快適トイレ等）
 - ・持続的な除雪体制の確保
- （※2）令和6年3月「工期に関する基準」の改定も踏まえた追加事項